

大月市民会館条例（昭和55年大月市条例第23号）新旧対照表

改正後						現行										
別表第1（第8条関係） 市民会館使用料金表						別表第1（第8条関係） 市民会館使用料金表										
使用区分		時間区分		午前	午後	夜間	全日	使用区分		時間区分		午前	午後	夜間	全日	
		自午前9時 至正午	自午後1時 至午後5時	自午後6時 至午後10時	自午前9時 至午後10時	自午前9時 至正午	自午後1時 至午後5時			自午後6時 至午後10時	自午前9時 至午後10時					
室名	大ホ	平日	円	円	円	円	円	円	大ホ	平日	円	円	円	円	円	
		土曜日・日曜日 及び祝祭日	5,400	7,560	9,820	23,760	5,250	7,350		9,550	23,100					
	1階	研修室(1)	640	860	1,080	2,590	6,300	8,920	11,550	27,720	1階	研修室(1)	620	830	1,050	2,520
		研修室(2)	640	860	1,080	2,590	620	830	1,050	2,520						
		トレーニング室	750	970	1,290	2,910	730	940	1,260	2,830						
		展示室	—	—	—	3,240	—	—	—	3,150						
		2階	市民ギャラリー	—	—	—	15,120	—	—	—	14,700					
		3階	講堂	3,240	5,400	6,480	12,960	3,150	5,250	6,300	12,600					
		研修室(1)	970	1,290	1,620	3,990	940	1,260	1,570	3,880						
		研修室(2)	970	1,290	1,620	3,990	940	1,260	1,570	3,880						
		研修室(3)	750	970	1,290	2,910	730	940	1,260	2,830						
		研修室(4)	640	860	1,080	2,590	630	840	1,050	2,520						

4階	視聴覚室	4,320	6,040	7,340	15,120
〃	会議室	2,910	3,880	4,750	11,880
〃	料理実習室	1,940	2,590	3,130	7,880
〃	茶華道室	860	1,180	1,510	3,780
〃	研修室(和室)	860	1,180	1,510	3,780
〃	研修室(2)	970	1,290	1,620	3,880
〃	児童室	1,940	2,590	3,130	7,880
暖房料及び冷房料		4時間につき3,080円以内で委員会が定める額			

備考

- (1) 市民でない使用者（市内に居住又は通勤、通学する以外の者をいう。）の場合は、当該使用料の5割増とする。
- (2) 入場料類を徴収する場合の使用料は、この表の定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。
- (3) ホールの舞台のみを練習等のために使用する場合は、当該使用料の2分の1の額とする。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- (5) 使用時間を超過した場合の超過料金は、1時間未満に限り当該使用料の3割の額とする。
- (6) 使用料を算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4階	視聴覚室	4,200	5,880	7,140	14,700
〃	会議室	2,830	3,780	4,620	11,550
〃	料理実習室	1,890	2,520	3,040	7,660
〃	茶華道室	840	1,260	1,470	3,670
〃	研修室(和室)	840	1,260	1,470	3,670
〃	研修室(2)	940	1,260	1,570	3,780
〃	児童室	1,890	2,520	3,040	7,660
暖房料及び冷房料		4時間につき3,000円以内で委員会が定める額			

備考

- (1) 市民でない使用者（市内に居住又は通勤、通学する以外の者をいう。）の場合は、当該使用料の5割増とする。
- (2) 入場料類を徴収する場合の使用料は、この表の定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。
- (3) ホールの舞台のみを練習等のために使用する場合は、当該使用料の2分の1の額とする。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- (5) 使用時間を超過した場合の超過料金は、1時間未満に限り当該使用料の3割の額とする。
- (6) 使用料を算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2別表第2（第8条関係）

市民会館の附属設備及び備品使用料

附属設備及び備品の名称等		単位	使用料 円
舞 台 設 備	平台他足類	1枚	200
	毛せん	〃	100
	座ぶとん	〃	100
	ステージかけ段	1台	200
	金屏風	1双	2,060
	地がすり	1枚	1,030
	指揮者用譜面台	1台	100
	楽団員用譜面台	〃	100
	指揮者台	〃	200
	木支木	1本	100
	金支木	〃	100
	人形立	〃	100
	ガチ	1式	100
	めくり台	1本	100
	紗幕	1枚	1,030
	ゴザ	〃	100
つけ木、つけ板木頭	1式	200	
吊看板	〃	200	

別表第2（第8条関係）

市民会館の附属設備及び備品使用料

附属設備及び備品の名称等		単位	使用料 円
舞 台 設 備	平台他足類	1枚	200
	毛せん	〃	100
	座ぶとん	〃	100
	ステージかけ段	1台	200
	金屏風	1双	2,000
	地がすり	1枚	1,000
	指揮者用譜面台	1台	100
	楽団員用譜面台	〃	100
	指揮者台	〃	200
	木支木	1本	100
	金支木	〃	100
	人形立	〃	100
	ガチ	1式	100
	めくり台	1本	100
	紗幕	1枚	1,000
	ゴザ	〃	100
つけ木、つけ板木頭	1式	200	
吊看板	〃	200	

	松羽目	〃	1,030		松羽目	〃	1,000
	竹羽目	〃	1,030		竹羽目	〃	1,000
	市旗、国旗	1旗	200		市旗、国旗	1旗	200
	幕類	1張	510		幕類	1張	500
	反響板	1式	4,110		反響板	1式	4,000
	演台	1台	510		演台	1台	500
	所作台	1式	8,220		所作台	1式	8,000
	スクリーン	〃	1,030		スクリーン	〃	1,000
舞 台	ピアノ（ホール用）	1台	3,080	舞 台	ピアノ（ホール用）	1台	3,000
	〃（視聴覚室用）	1台	1,030		〃（視聴覚室用）	1台	1,000
	エレクトーン（講堂用）	〃	1,030		エレクトーン（講堂用）	〃	1,000
	マイクロホンコンデンサーC-38B	1ヶ	510		マイクロホンコンデンサーC-38B	1ヶ	500
	ダイナミックSM-58	〃	310		ダイナミックSM-58	〃	300
	映写機	1台	2,060		映写機	1台	2,000
	ダイナミックDM-68A	〃	200		ダイナミックDM-68A	〃	200
音 響	テープレコーダー	1器	510	音 響	テープレコーダー	1器	500
	プレーヤー	〃	310		プレーヤー	〃	300
	リボンM-500N	1ヶ	310		リボンM-500N	1ヶ	300
	卓上	〃	310		卓上	〃	300
	ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	1,030		ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	1,000
	スタンド床上MF-18TM	1ヶ	100		スタンド床上MF-18TM	1ヶ	100
	〃 MF-34T	〃	200		〃 MF-34T	〃	200

	ブームST-210	〃	200		ブームST-210	〃	200
	卓上MS-10	〃	100		卓上MS-10	〃	100
	〃 MS-27	〃	100		〃 MS-27	〃	100
	音響装置	1式	2,060		音響装置	1式	2,000
	ハネ返りALTECA-1231		1,030		ハネ返りALTECA-1231		1,000
舞 台 照 明	センタースポットライト1Kw	1台	1,030	舞 台 照 明	センタースポットライト1Kw	1台	1,000
	アッパーホリゾントライト	1列	2,060		アッパーホリゾントライト	1列	2,000
	ローアホリゾントライト	〃	1,030		ローアホリゾントライト	〃	1,000
	平凸レンズ1Kw	1台	510		平凸レンズ1Kw	1台	500
	フレネルレンズ1Kw	〃	510		フレネルレンズ1Kw	〃	500
	スパイルマシン	1式	1,030		スパイルマシン	1式	1,000
	デスクマシン	〃	1,030		デスクマシン	〃	1,000
	種板	1枚	510		種板	1枚	500
	スライドキャリア		1,030		スライドキャリア		1,000
	ミラーボール	1ヶ	510		ミラーボール	1ヶ	500
	シーリングライト	1式	2,060		シーリングライト	1式	2,000
	フロントサイドスポット	〃	2,060		フロントサイドスポット	〃	2,000
	第1エリアライト	1式	1,030		第1エリアライト	1式	1,000
	第2エリアライト	〃	1,030		第2エリアライト	〃	1,000
	第3エリアライト	〃	1,030		第3エリアライト	〃	1,000
	第1ボーダーライト	〃	1,030		第1ボーダーライト	〃	1,000
	フットライト	〃	1,030		フットライト	〃	1,000

	持込1Kw以上	1口	150		持込1Kw以上	1口	150
	〃 〃 以下	〃	50		〃 〃 以下	〃	50
陶	陶芸用電気炉	1回	2,000	陶	陶芸用電気炉	1Kw	15
芸	電気使用料	1kW	15				